

広島県告示第二十号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定によつて、令和七年十二月二十六日に特定農業用ため池を次のとおり指定した。

令和八年一月十五日

広島県知事 横田美香

所 在 地	特 定 農 業 用 た め 池 の 名 称
広島県庄原市	塩田池外一箇所（別表一のとおり）

別表一は、添付を省略し、広島県ホームページに掲載するとともに、広島県農林水産局ため池・農地防災担当に備え置いて縦覧に供する。